

全体主義的な言論・人権思想統制を自論む

「人権侵害救済法案」!

章 百地 日本大学教授

震災復興のどさくささまざまにまぎれて、稀代の悪法を通すことなど断じて許せない。

なる可能性があります。

⑤恣意的な「人権侵害」の告発によって逆に人権を侵害された側の特別な救済措置が存在せず。

世の中には冤罪ということもあります。告発された側の人権も平等に扱われなければならないのに、事実上無視される可能性があります。

⑥強制的な権限を有する人権委員会を国の独立した機関とし、一切の干渉を排除しようとしたために、人権委員会が暴走した場合の歯止めがきかない。

推進派は、新たな人権救済機関を、国家行政組織法第9条に規定する委員会(三委委員会)として設置しようとしています。内閣の指揮監督権を及ばない第四権力となるため、民主的統制がきかなくなる恐れがあります。これがこの法案の最大の問題点です。

⑦この平成17年の民主党案は、当時の自民党案より危険なもの。

民主党案では、人権委員会が法務省ではなく内閣府に置かれることになっており、しかも中央人権委員会に加えて、全国各県に地方人権委員会が設置されることになっていましたから、その地位も権限も弾力なものでした。そして国民をくまなく監視しようとするわけです。

このように、民主党案は自由で民主的な社会を根底から覆しかねない極めて危

「人権侵害の救済」の美名のもと、国民の言論や思想を監視統制する国家機関を設置することなど絶対に許せません。私たちの国が、全体主義国家と同様になっても良いのでしょうか。

今、「人権救済」の名の下に、国民の知らないところで思想・表現の自由が奪われようとしています。

「人権侵害救済法案」が提出されようとしています

現在、部落解放同盟や弁護士会、各種人権団体等の要請を受け、民主政権と法務省が「人権侵害救済法案」なるものを国会に提出しようとしています。今年、8月に発表された法務省政務三役の「基本方針」によれば、この法案は、「人権侵害に対する救済・予防、人権の啓発のほか、国民の人権擁護に関する施策を総合的に推進し、政府に対して国内の人権状況に関する意見を提出する」ため、新たに「政府からの独立性」を有する「人権救済機関(人権委員会)」を設置する、というものです。詳細は未だに明らかにされていませんが、これと同様の法案は、自民党政権時代にも「人権擁護法案」と

険な内容を含んでいます。

法務省や「人権侵害救済法案」を推進している人々の主張

法務省は、「人権侵害を受けた人の救済が現在の司法制度の下においては時間がかかりすぎ、人権擁護が十分でない」「裁判を起すには弁護士費用や訴訟費用が必要で、判決まで時間がかかるため当事者に相当の負担がかかる」「結局泣き寝入りせざるをえなくなる」などとしています。本来、人権侵害の救済は公正中立な裁判所が行う仕事であって、裁判所以外の誰が正しい判定を下せるのでしょうか。これでは、人権問題に関しては、人権委員会が裁判所以上の強い権限を持ちかねず、極めて問題です。

他方、裁判に時間がかかること自体は改善すべきですが、だからといって行政機関があらゆる「人権侵害」の救済に乗り出そうとするのは筋違いです。

推進派の人々は、何故「人権侵害救済法」が必要なのかという理由について、現行の行政救済制度では救済されない人権侵害があるからだと、外国人に対する賃貸住宅への入居拒否や店舗への入居拒否、学校でのいじめ、障害者への虐

して何度も立法化の動きがありました。しかし、この法律は言論を弾圧し、自由社会を破壊するものだと、多くの議員や識者から強い批判を受け見送られた経緯があります。

当時、民主党も「人権侵害救済法案」(平成17年案)を国会に提出していますが、その極めて危険な問題点を以下指摘すると…

危険極まりない「人権侵害救済法案」(平成17年、民主党案)の問題点

①「人権侵害」の対象は「差別的言動」から「被害を受ける恐れ」、さらに「予防」にまで及んでおり、国民に対し独裁国家並みの言論統制を行おうとするもの。

「人権侵害」を取り締まるというからには、人権侵害の定義が曖昧であってはなりません。ところが、法案では、「人権侵害」とは、「不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう」(第2条)とだけ述べているだけですから極めて曖昧です。それに、そもそも定義になっていません。しかも現実には「人権侵害」が発生していれば、被害を受ける「恐れ」があるというだけで処分を受け、さ

らに「予防」まで取締りの対象とされています。そして何より問題なのは「差別的言動」までも取り締まりの対象とされていることです。これは、国家による言論統制、言論弾圧であって、きわめて危険です。

②「強制的な呼び出し」や裁判所の令状なしでの「立ち入り調査」「書類の押収」など、人権委員会の権限を憲法以上に強化しようとしている。

平成17年の案では、人権委員会による強制的な呼び出しや令状なしでの立ち入り調査、それに書類の押収まで認められており、これを拒否した場合には30万円以下の過料が定められていました。

③人権擁護委員の権限を拡大する一方で、現行人権擁護委員にはある「政治的中立」などの服務規程がない。

日弁連などは、国旗・国歌を拒否する権利を子供達に働めています(「子どもの人権救済の手引き」)が、日弁連の弁護士などが人権擁護委員になった場合、特定のイデオロギーにより一方的な「人権救済」つまり「相手方の人権蹂躞」を行うことは必定で、厳格な服務規定があつてしるべきです。

④人権擁護委員には国籍事項がなく、外国人でも就任が可能。

例えば、日本人拉致問題は解決済みと主張する在日北朝鮮人も人権擁護委員に

待、夫以外の者(恋人など)からの暴力、などを挙げています。

しかし、学校でのいじめは、学校や教育委員会が解決すべき問題であって、子供同士のいじめの現場に人権委員や人権擁護委員がズカズカと乗り込んでくること果たして好ましいことでしょうか。

それによつて本当にいじめが解決するとも思えません。また、障害者への虐待については、今年6月、「障害者虐待防止法」が制定されました。夫以外の者からの虐待は、「配偶者暴力防止法」を手直しすれば済む問題です。

さらに、外国人への賃貸住宅入居拒否や店舗などの「外国人入店お断り」といった問題は、差別意識の問題であって、このような差別をなくすためには、差別意識そのものの解消が必要ですが、これは教育を啓蒙レベルの課題です。にもかかわらず、これらの差別をすべて法律で禁止し、強制的に解消しようすれば、危険きわまりないことになります。

石原都知事が女性差別発言をしたとして問題にされましたが、政治家の発言などは、マスコミが採り上げたり、選挙の際に訴え、有権者が判断すれば良いことです。このような例まであげて、人権侵害救済法の成立を主張する人々の本音は、間違いない自分の気に入くない言論の抹殺にあり、極めて危険です。

既に人権侵害に対する様々な法律があり、また人権擁護委員が全国に配置されています。新たな機関や法律など不要です

毎年発表されている法務省の「人権侵害事件について」をみると、2万件以上あるという「人権侵害事件」の99%近くが現行制度のもとで解決しており、特に重大・悪質な事案に関し文書を持って是正を促す「勧告」や刑事訴訟法に基づく「告発」はせいぜい数件でしかありません。

人権を擁護するための法律は、「人権擁護委員会法」「人権教育・啓発推進法」「児童虐待防止法」「配偶者暴力防止法」「ストーカー規制法」「高齢者虐待防止法」「総合法律支援法」「裁判外紛争解決法」など既にたくさんあります。さらに「障害者虐待防止法」も制定されました。もしこれらの法律に不備があったり、現実に十分対応できない部分があるとするならば、その一部を改正すれば済むことです。

また、「人権擁護委員会法」によって、全国各地の自治体では人権擁護委員が

決められ活動しています。この法案に不備があるならば、その部分だけ改正すれば済むはずですが、

「人権侵害救済法」が成立するとどうなるか

現在のところ、人権侵害の定義が明らかになっていないため、どのような事柄が「人権侵害」とされるのかわかりません。しかし、推進派の主張や平成17年の「人権侵害救済法案」をもとに想定した場合、もし法律が制定されてしまったら、次のようなことも起こりえます。

- 例えば、
- ①北朝鮮による拉致問題を批判したところ、「拉致問題は解決済みであり、それを主張することは、在日朝鮮人を貶めるための差別的発言である」と告発され、以後、拉致家族被害者の活動が中止に追い込まれてしまう。
 - ②尖閣諸島問題で中国による領海・領空侵犯等を大学の国際法や国際関係の講義で批判したところ、「尖閣諸島及び海域は中国領である」という中国の主張を傷つけるもので、中国人に対する悪意に満ちた差別だ」と中国人の留学

- 生に告発され、従来の授業が行えなくなる。
- ③入学式、卒業式で、国歌斉唱の際、教員に起立を求めたが応じなかったため処分すると、不当な差別だと校長が告発され、毎日のように吊るし上げをくらう。
- ④高校でナイフの所持など生徒の持ち物検査が実施されたところ、プライバシーの権利の侵害であると告発され、人権擁護委員が学校に押しかけたり、事情聴取を受けたりして、学校は混乱。教師は生徒に対して何の指導もできなくなる。

法案は、憲法の保障する「表現の自由」や「令状主義の保障」を侵害するもので憲法違反です

平成17年の法案では、人種等の属性（この中には人種から民族、信条まで含まれる）を理由とする不当な「差別的言動」を禁止しており、これによって「相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせる」だけで、人権委員会は、強制的な出頭要請や文書の提出、令状なしの立入り調査や書類の

押収を行うことができるものとされています。しかもこれを拒否すれば、30万円以下の過料に処せられます。このように極めて曖昧、不明確な基準のもとに、行政権力が「差別的言動」を取り締まることは、憲法の保障する「表現の自由」(第21条)を侵害し、表現活動を萎縮させるものであつて、明らかに憲法違反です。また、令状なしの立入り調査や文書の差し押さえは、令状主義を保障した憲法35条に違反します。

人権委員や人権擁護委員が、国民の言動を常に調査・監視し、「差別的言動」があれば、人権委員会が突然「強制的な呼び出し」を行ったり、「令状なしの立入り調査や書類の押収」を行うことになれば、表現の自由は圧殺され、自由で民主的なこの社会は崩壊します。

人権の尊重は、もちろん大切なことです。しかしながら、「人権侵害救済法案」は、その名称とは裏腹に、憲法で保障された「思想の自由」や「表現の自由」を踏みしり、かつてのソ連や北朝鮮のように、全体主義的な思想統制、言論統制を国民に強いる、極めて恐ろしい法律です。まさに「人権弾圧法」「人権蹂躞法」と呼ぶのがふさわしい法律なのです。

本年8月、法務省政務三役は「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」を発表しましたが、なぜ法案の全体像を示したうえで堂々と「必要性」を訴えないのでしょうか

民主党政権と法務省は、批判を恐れ、法案の全体像を示さないまま「人権侵害救済機関」なるものを設置してしまおうと画策しています。

「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」をいくら読んでも、「人権侵害救済機関」の全体像は浮かんできません。にもかかわらず、この資料だけで「人権侵害救済機関の設置を認めよ」というのは余りにも乱暴ではないのでしょうか。なぜ、法案の全体像を示したうえで堂々と「必要性」を訴えないのでしょうか。

もし批判を避けるために一部の無難な内容だけを取り出し、全体像を示さないまま導入を決めてしまおうとするのであれば、あまりにも姑息であり、

国民を欺くものです。

この「基本方針」の前提となっているのが、これまで述べてきた民主党の「人権侵害救済法案」(平成17年)であることは間違いないです。というのは、この法案を前提とし、この法案によって補足しなければ、いくら「基本方針」だけ読んでも何のことも分からないからです。にもかかわらず、法案の一部だけを切り出して無言を装い、法律の「必要性」を訴えるのは問題です。批判を避け、承認を得てしまおうと法案の全体像は示さないで、おこうという魂胆なのでしょう。

「基本方針」が平成17年の法案を前提としたものであるとすれば、これまで見てきた「人権侵害救済法案」の抱える重大な欠陥、とりわけ曖昧な「人権侵害」の定義について何ら触れないまま議論が進められていることになり、大変危険です。

また、なぜ「新たな人権救済機関の設置」が必要なのか、「基本方針」には説明らしい説明は見当たりません。民主政権と法務省は、その「必要性」について国民にきちんと説明できないような危険な国家機関を、大震災のどさくさに紛れて作り上げてしまおうつもりなのでしょうか。

「基本方針」の中には、「人権擁護に

関する施策を総合的に推進するとともに、人権侵害による被害に対する救済・予防のために人権侵害救済機関を設置する」とありますが、これだけの理由で「三条委員会」を設置してしまおうのでしょうか。

民主党の「人権侵害救済機関検討PT(プロジェクトチーム)」が今年の6月8日に発表した「中間とりまとめ(案)」には確かに「法案の必要性」という項目はありましたが、ここにも「新しい人権侵害救済機関」がなぜ必要なのか、納得のいく説明はありません。「とりまとめ(案)」は、自民党政権時代の「人権擁護法案」や民主党の「人権侵害救済法案」を引き合いに出して、「議論は積み重ねられている」としています。しかしながら、自民党政権時代には10年近くわたって導入が検討されたにもかかわらず、結局、反対派を説得するだけの必要性を示すことはできませんでした。したがって、「議論が積み重ねられている」というだけでは、「法案の必要性」を示したことになりません。

他方、民主党政権下では、「人権侵害救済機関」の必要性については、わずか数ヶ月間、PTで議論しただけです。しかも、賛成派の意見を聞いただけで、反対派からのヒアリングは行わ

れませんでした。これでは、なぜ必要なのか、客観的で説得力のある説明などできるはずがありません。

また「マニフェスト」にあるからとか、首相や法務大臣が必要と明言したからなどというのも、それだけでは説明にならないでしょう。

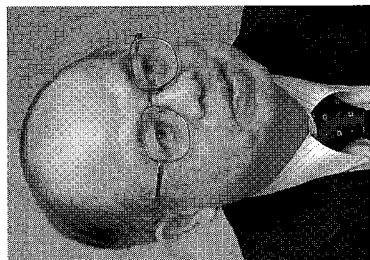
結局のところ、「人権侵害救済機関の必要性」は「まだまだ我が国では人権侵害の事例が後を絶たない」(中間とりまとめ(案))から、ということにつきまします。しかしながら、問題は「人権侵害」の実態で、既に述べたように、毎年、2万件以上あるという「人権侵

快適で住みよい生活環境づくりをめざして…

株式会社 神岡衛生社
 ISO9001・ISO14001認証取得

農業物収集・運搬、浄化槽維持管理、給排水・衛生設備工事、
 浄化槽施工・修理、ビルメンテナンス、環境計量証明、
 下水道処理施設維持管理、乾式清掃用具リース・販売

〒506-1147 岐阜県飛騨市神岡町東雲375番地
 TEL 0578-82-0337(代)
 FAX 0578-82-0337(代)
 URL http://www.k-eisei.co.jp/



あちら 昭和21年生まれ。静岡県出身。京大法学部法学研究科修士課程修了。法学博士。民間誌大法学部客員教授。著書に『靖国と憲法』『憲法と言論の危機』など。

この点「基本方針」では、この「人権救済機関」をまず「三三条委員会」に

「強制調査権」を否定しておきながら、なぜ「人権侵害救済機関」を「三三条委員会」にする必要があるのでしょうか

ちなみに「基本方針」は「政府からの独立性を有し、パリ原則に適合する組織とするため」と言っていますが、「パリ原則」は、政府からの「財政的独立」を求めているだけです。

ず、したがってなぜ三三条委員会にしなければならないかの理由を明確に示さないまま、この「人権救済機関」を「三三条委員会」として位置づけてしまうのはきわめて疑問であり、憲法違反の疑いさえあります。

「事件」のほとんどは現在の法務局や人権擁護委員制度のもとで解決しています。したがって、単に「人権侵害の事例が後を絶たない」というだけでは、このような新しい「人権侵害救済機関」を設置する理由になりません。

明確な目的も権限も示さないまま、とにかく「三三条委員会」を設置してしまおうというのであれば、憲法違反の疑いが生じます

「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」の核心部分は「三三条委員会の設置」にあると思われます。しかしながら、この「とりまとめ案」をいくら読んで、なぜ「三三条委員会」が必要なのか一向に明らかになりません。そもそも、なぜ「三三条委員会」が必要なのでしょう。

人事院、国家公安委員会、公正取引委員会、公安審査委員会等のことを憲法学者は「独立行政委員会」と呼んでいます。つまり「内閣の所轄の下にあるが、内閣から独立して職権を行使す

る行政機関」、言い換えれば「形式的には内閣の下にありながら、実際には内閣の指揮監督を受けず、内閣の責任もおよばない行政機関」のことです。この独立行政委員会のことを「三三条委員会」（国家行政組織法も条に基づいて設置される委員会）ともいいます。このような独立行政委員会は、占領下にGHQの指導の下でたくさん作られ、最盛時には20以上存在しました。しかし、内閣の指揮監督権が及ばず（それ故、責任も負えない）、したがって国会による民主的コントロールも及ばない独立行政機関を設置するのは、「行政権は、内閣に属する」と定めた憲法65条や「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」と定めた憲法66条に違反しないかといった議論もあり、占領終了後は次第に廃止されてきました。

そして、現在存在するのが7つの独立行政委員会ということになります。このような独立行政委員会について、通説は合憲としています。その理由を、有力説は「憲法65条はすべての行政権が内閣に属することまで要求していない」とした上で、「採決や審決などの準司法的作用」、「規則の制定などの準立法的作用」あるいは「人事・警察・行政審判などのような政治的中立性が

かなければなりません。民主党の「人権侵害救済機関検討PTプロジェクト」では、しばしば「小さく生んで大きく育てる」などといった子供だましの議論がなされました。また、法務省は、前回反対派から指摘された点について大幅にハードルを下げてきましたが、「一日独立性の強い人権委員会を作ってしまうは、あとは徐々にハードルを上げれば良い。どうにでもなる」と考え、何としても独立した新組織を作ることには執念を凝らしているようです。PTでの発言や法務省の考え方は、これまで述べてきた批判が当たっていることを立証するものといえましょう。表にどんなでもないやり方であり、国民を愚弄するにも程があります。それに、もし「三三条委員会」を設置することにでもなれば、事務局の職員を新たに任用したり、そのための人件費を手配したりする必要があります。理由のない、それどころか憲法違反の疑いさえある「三三条委員会」の設置は行政改革にも逆行し、民主党の「マニフェスト」にいう「国家公務員総人件費の削減」とも矛盾します。毎年、赤字国債が増える中、今回の未曾有の大災害に対して復興財源の捻出が最大の課題となっているにもかかわらず、国の貴重な財源を使い、現行の人権擁護体制に屋上屋を重ねるような危険な機関を設置する必要性など、どこにあるのでしょうか。

高度に要求される行政作用」などの、国会による政治的コントロールになじまない行政事務は、内閣から事実上独立した行政機関に行わせても憲法65条に違反しない」と説明しています。また「下級審の判例は、この種の行政機関は「あくまで例外的なもの」としたうえで合憲としています。

ということは、問題の「人権侵害救済機関」を「三三条委員会」として設置するためには、まず、この行政機関が国会による政治的コントロールになじまない「準司法的作用」「準立法的作用」あるいは「政治的中立性が高度に要求される行政作用」などの行政事務を行うことが明確でなければなりません。つまり、「三三条委員会」はあくまで例外的なものですから、憲法65条や66条に違反しない目的や権限が与えられていることが明確な場合に限って認められるべきだからです。

にもかかわらず、「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」では、この「人権救済機関」がどのような権限を行使するのか、具体的には何も示さず、ただ「政府からの独立性を担保するため」という理由だけで「三三条委員会」として設置する旨、結論付けています。

しかしながら、具体的な権限も示さ

新装販売

神典

随園主人大倉蘭神文化研究所が編輯・発行した『神典』の新装版を本社特報部が発行することになりました。どうぞご愛顧ください。定価もお求めやすくなりましたのでこの機会に御覧下さい。

収録
『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』『古語拾遺』(續日本紀抄)中臣忠國『全書鑑』(抄)『律』(抄)『遺書式』(抄)『新撰姓氏錄』『國土記』『國職集』(抄)

編輯者(株)大倉蘭神文化研究所
定価 10500円(税別)送料・送料負担

本社新報社 東京都港区新橋5-4-5-10
TEL 03-5772-3151 FAX 03-5772-3152
http://books.jlma.co.jp/

BOOKS鎮守の社
TEL 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10
電話03-5772-3151 FAX03-5772-3152
http://books.jlma.co.jp/

森藤技研工業株式会社

愛知県春日井市勝川町一丁目1-27 電話(0568)31-2134

私たちは、信頼と実績が証明する
高品質なフードサービスで
医療・介護を支えています。

富士産業株式会社
医療・福祉食事サービスのハイオニア
代表取締役社長 中村勝彦
〒105-0004 東京都港区新橋5-32-7 Fビル
Tel:03-5400-6113 (営業本部) http://www.fuji-i.com/

NIS印商品

安全性の特徴
◎微生物検査添付食材
◎再汚染防止
◎パックの簡便による汚染防止
◎1パック(100個)の包装
◎最小単位(10個)の包装
◎増菌防止と品質管理
◎冷凍車による温度管理配送

納得でできる品質
供給する側、使う側の両方がわりでなく、買う側の立場で納得できる食材です
側の見方、使う方法

差別化の最強ポイント

本社/〒105-0004 東京都港区新橋6-9-6
住友東新橋ビル4号館5F
TEL 03-5400-6123 (代) FAX 03-5400-6130

ニッショク
TEL 03-5400-6123 (代) FAX 03-5400-6130